

新旧対照表

新（令和5年度要綱）	旧（令和4年度要綱）
<p style="text-align: center;">高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、医療機関が行うスプリンクラー等の設置及びブロック塀改修等の防災対策の充実等を目的として、次に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) <u>スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号。次号において「国要綱」という。）3の(12)の有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業をいう。次条第1号において同じ。）</u></p> <p>ア スプリンクラー設備整備（パッケージ型自動消火設備を含む。）</p> <p>イ 自動火災報知設備整備</p> <p>(2) <u>ブロック塀改修等施設整備事業（国要綱3の(15)の医療施設ブロック塀改修等施設整備事業をいう。次条第2号において同じ。）</u></p> <p>第3条—第8条 略</p> <p>（指令前着手の届出）</p> <p>第9条 補助事業者は、工程等の都合により第6条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。</p> <p>第10条—第12条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、医療機関が行うスプリンクラー等の設置及びブロック塀改修等の防災対策の充実等を目的として、次に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) <u>スプリンクラー等施設整備事業</u></p> <p>ア <u>スプリンクラー設備整備（パッケージ型自動消火設備を含む。）</u></p> <p>イ <u>自動火災報知設備整備</u></p> <p>(2) <u>ブロック塀改修等施設整備事業</u></p> <p>第3条—第8条 略</p> <p>（指令前着手の届出）</p> <p>第9条 補助事業者は、工程等の都合により第6条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。</p> <p>第10条—第12条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>

附則

この要綱は、令和5年10月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

事業名	1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合には（1）、（2）に限り1施設当たり217万4,000円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 21,400円 （2）水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 20,700円 （3）パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 25,000円 （4）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 24,300円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 113万円		
ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価86,000円 （ただし、30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に 必要な工事費又は工事請負費	3分の1

別表第2（第6条－第8条関係） 略

別記

第1号様式(第5条関係)－第6号様式(第10条関係) 略

別紙1－9 略

(新設)

別表第1（第4条関係）

事業名	1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合には（1）、（2）に限り1施設当たり201万9,000円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19,900円 （2）水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19,200円 （3）パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 23,200円 （4）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 22,600円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 105万円		
ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価8万円 （ただし、30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に 必要な工事費又は工事請負費	3分の1

別表第2（第6条－第8条関係） 略

別記

第1号様式(第5条関係)－第6号様式(第10条関係) 略

別紙1－9 略